

平成28年5月16日

監査報告書

学校法人 昭和大学
理事会 御中
(評議員会 御中)

学校法人 昭和大学

監事 小林 節 

監事 細田山田 明義 

監事 飯島 裕之 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人昭和大学寄附行為第37条、第38条並びに、経理規程第62条の規定に基づき、平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業務、財政の状況及び理事の業務執行の監査を行った。その結果につき、次のとおり報告いたします。

1. 監査の概要

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事からの事業の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人・内部監査室長と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

2. 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と一致し、法令並びに寄附行為に従い、収支状況及び財産状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の業務執行に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 学校教育法（平成27年4月1日改正）の趣旨に則り整備された規程等の手続きに従った体制が構築されており、かつ、教学面における学長のリーダーシップが発揮できる体制が整備されているものと認めます。

以上